

平成28年(ワ)第468号、平成29年(ワ)第212号

平成30年(ワ)第224号、令和元年(ワ)第262号

原告 小坂正則 外 568名

被告 四国電力株式会社

令和2年9月17日

大分地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 徳田靖之

意見陳述書

弁論手続の更新にあたり、原告ら代理人を代表して、意見を申し述べます。

1 私が本件訴訟に関与するに至った理由について

(1) 私は、司法修習が21期ですから、今年で弁護士となって52年目ということになります。しかしながら、本件訴訟に関与するまで、原発訴訟に関与したことは全くありませんでしたし、関与しようとしたこともありませんでした。

私は、父を太平洋戦争で失い、戦後の貧しい時代を生き抜いてきましたので、何よりも平和の問題を大切にしてきました。

そうした私にとって、かつて、政府や電力会社が掲げた「原子力の平和的利用」というキャッチフレーズは、とても魅力的なものに感じられ、長きにわたって、原子力発電所を容認する理屈となって、私を呪縛し続けてきたのです。

(2) そうした私が、自らの愚かさに目覚めることになったのは、2011年3月の福島第1原子力発電所事故でありました。スリーマイル島やチェルノブイリ原発の大事故を知ることを通して、原発の安全神話とはそれなりに決別してい

た私でしたが、この福島事故によって、原発の存在そのものが、私たちの生命・身体そして郷土を破壊し尽くすものだということを、痛切に思い知らされたのです。「原子力の平和的利用」なるものを信じた自らの愚かさを、心の底から恥じたのでした。

- (3) しかしながら、今思い返せば、この時の私には、原発事故が、私や家族にも甚大な被害をもたらしかねない、私自身の問題であるとの認識が欠けていたのです。どこかに「対岸の火事」として眺めてしまっていたのだと思います。

そうした私の思いが吹き飛ばされたのは、2016年4月の熊本・大分地震でした。

震度5強の激しい揺れの中で、食器類が崩落破損し、柱をつかんで、辛うじて姿勢を保ちながら咄嗟に感じたのは、南海トラフ巨大地震はこんなものではない、もし、現実のものとなったら、伊方原発は、どうなるのかということでした。

「他人ごとではない」ということを、私が、思い知った瞬間でした。

- (4) 今更申し上げるまでもないことですが、私の自宅も事務所も、そしてこの大分地方裁判所も、本件原発からの直線距離は、70キロメートルほどしかありません。

本件審理にあたっては、万が一、本件原発が破綻すれば、その放出された放射能による被害は、この裁判所そしてここで働くすべての人たちの身に直接襲い掛かるのだということを、肝に銘じていただくことが、何よりも求められているということを先ず、指摘しておきたいと思います。

2 原発の安全性についての司法審査の在り方に関連して

- (1) 今回提出した準備書面（11）でも指摘したところですが、原発の安全性に関する司法判断は、揺れています。

本件原発に関連してなされた4つの高裁決定（阿蘇4噴火に関しての福岡高

裁宮崎支部決定を含む)は、結論が、2対2に割れています。

同一の争点に関し、同じような当事者からの主張・立証がなされたにもかかわらず、高裁の判断が、このような形で異なることになった要因は、一体、どこにあるのでしょうか。

私は、この点を解明することが、切実に求められていると感じています。そこで、この点に関する、私なりの意見を、3点申し上げることにします。

(2) 判断を異にした第1の要因は、福島第1原発の大事故の悲惨さを、どの程度深刻なものとして受け止めてきたのかという点に関する、人間としての、感度の差ではないかということです。(本来は、この点について、詳細に論じたいところなのですが、意見陳述に宛てられた時間の制約から割愛します。あえて、人間としての感度の差という表現を用いたことにご留意いただければと思います。)

(3) 第2の要因は、伊方原発行政訴訟における最高裁判決にいう「万が一にも」災害を起こしてはならないという判示についての、解釈の相違ではないかと思えます。

ご承知の通り、最高裁は、本件原発に関して、「当該原子炉施設の安全性が確保されないときは」「周辺住民らの生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなどの深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ」このような災害が「万が一にも起こらないようにするため、科学的、専門技術的な見地から十分な審査を行わせる」ことになっていると判示しました。

ここでいう、「万が一」をどう解釈すべきであるのかということが、先行決定に関与した裁判官の判断の相違を生み出したのだと、私は、理解しています。

例えば、本件原発の立地評価や影響評価の検討対象火山である、阿蘇山は、過去に4回の破局的噴火を起こして、巨大なカルデラを形成したとされています。

約26万年前、約13万年前、約12万年前、そして阿蘇4噴火が約9万年前です。こうした過去の歴史から明らかになるのは、阿蘇2噴火と阿蘇3噴火との間隔は、約1万年しかなく、阿蘇3噴火と阿蘇4噴火の間も、約3万年しかないということです。そして、最後の阿蘇4噴火から、既に9万年が経過しているのです。

巨大噴火の発生時期や規模を予め察知することは出来ないというのが火山学の定説であることを考えますと、阿蘇5噴火が、本件原発の運転期間中に発生する可能性が十分小さいなどということ、誰が言うことが出来るのでしょうか。

これまでに、本件原発の運転差止めを命じた広島高裁の2つの決定は、まさしく、この可能性について、最高裁判決の提示した「万が一」という判断基準を文字通り採用したものだということが出来るのだと思います。

- (4) 第3の要因は、原発の安全性という、科学的かつ専門技術的な判断が求められる事案において、科学者、専門技術者間で見解の対立ないし相違がある場合における、司法としての対応の在り方に関する立場の相違です。

地震学にしる、火山学にしる、いずれにしても仮説に留まるものであり、どれが正しい見解であるのかということを確認することは出来ないとされています。それだけに、本件における個々の争点のいずれに関しても、科学者、専門家間の意見の対立や相違がみられます。そうした時に、多数説であるとか、規制委員会が採用した有力な説であるかどうかという基準は、全く意味をなさないということです。ご存知の通り、関東大震災を予告した今村明恒説は、学会の権威によって無視された全くの少数説でした。

本年1月の広島高裁決定は、このような場合には、より保守的つまりより安全性を強調する説を採用すべきだと明言しています。これこそが、「万が一」を起こしてはならないという、司法判断の在り方なのではないでしょうか。

3 おわりに

裁判官の皆さん、本件訴訟においては、まさにこの大分地方裁判所が、被災するかもしれないという危険性が問われているということ、最高裁が示した「万が一」との基準を単なる「お題目」として葬り去るのか、憲法の守り手としての司法の権威を誇示するものとして、活用するのかということが厳しく問われているのだということを肝に銘じて、審理にあたってくださるよう、切望して、私の意見陳述とします。

以上